

政治活動用事務所を表示する立札・看板等について

(1) 総量の規制

公職の候補者等、若しくは後援会が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札・看板の類の数は、次のとおり規制されています。

区 分	市 長	市 議
公職の候補者等（本人用）	6	6
同一の候補者等に係るすべての後援会を通じて	6	6

(2) 個別の規制

- ① 設置できる枚数は、1 事務所について 2 枚まで。
本人用、後援会用の事務所が同一の場合は、それぞれ 2 枚の合計 4 枚まで設置できます。
- ② 政治活動用事務所を表示する看板であることから、その主たる記載内容は、事務所の表示でなければならない。
また、選挙運動にわたる事項を記載することはできません。
- ③ 看板の大きさは、**縦 1 5 0 cm、横 4 0 cm 以内**でなければならない。
なお、縦、横の向きはどちらでも構いません。
また、看板等に「足」をつける場合は、「足」も規格に含まれます。

(3) 証票等の交付

- ① 立札・看板の掲示については、当該選挙を管理する選挙管理委員会が発行する証票を貼付しなければなりません。
交付を受ける場合、「証票交付申請書」により申請してください。
- ② 発行する証票には有効期限があります。
今まで、発行している証票（黄色）の有効期限は、**令和 8 年 3 月**です。
新たに申請される場合の証票の有効期限は、**令和 12 年 3 月**です。

③ 「証票交付申請書」に記載した看板等の掲示場所等を異動した場合には、「届出事項の異動届」によりその旨を速やかに当該選挙管理委員会に届け出てください。

④ 証票が汚損若しくは破損したため使用できなくなったとき又は紛失若しくは盗難にあったときには、「証票再交付申請書」により再交付の申請をしてください。

なお、紛失（盗難）の場合は、所轄警察署に対して紛失届（被害届）をお出してください。

（４）証票等の返還

証票は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、速やかに返還してください。

- ・ 看板等の掲示をやめたとき
- ・ 証票の交付に係る選挙の種類を変更したとき
- ・ 公職の候補者等又は後援団体でなくなったとき

（５）立札・看板の類の設置上の注意

① 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等は、公職選挙法第 143 条第 15 項の規定により、**事務所ごとに「その場所」に設置すること**になっていますので、次のような場所に設置しているものは違反となります。

- ・ 事務所の実体のない空地に設置しているもの
- ・ 事務所から離れた場所に設置しているもの

② 立札等の両面を使用する場合は、数も 2 となり、証票も 2 枚必要となります。

③ あんどん形式のものや広告塔形式のものは設置できません。

（６）その他

政治活動用の自動車に、後援会名・公職の候補者等の氏名及び氏名類推事項を記載した看板等を掲示したり、又自動車に同様の内容を直接記載すること（道路交通法第 127 条により通常の方法で記載されたものを除く。）も違反となります。

委員長	局 長	係

下記申請のとおり証票を交付してよろしいですか。

候 補 者 用

証 票 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森 田 章 作 様

公職の候補者等の氏 名

住 所 鹿屋市

(電話番号)

職 業

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 公職の種類 市 議 ・ 市 長

2. 証票交付申請枚数 枚

3. 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地 (氏名)	立札及び看板 の類の枚数	左 の 記 載 内 容
鹿屋市 電話 ()		
鹿屋市 電話 ()		
鹿屋市 電話 ()		
鹿屋市 電話 ()		
鹿屋市 電話 ()		
鹿屋市 電話 ()		

(注) 事務所の所在地は、番地・建物の所有者まで記入すること。

例 鹿屋市〇〇町〇〇番地 甲野太郎方

備 考 1 この申請書は、申請者が候補者等の場合である。

2 候補者とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する候補者等をいう。

3 公職の候補者等本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公報の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

委員長	局 長	係

下記申請のとおり証票を交付してよろしいですか。

後 援 団 体 用

証 票 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森 田 章 作 様

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の 鹿屋市 町 番地
所 在 地 丁目 番 号
電 話 番 号 — —

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 4 項の証票の交付を受けたいので、同条第 5 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
氏 名
住 所
職 業
公職の種類 市 議 ・ 市 長
2. 政治団体としての届出先 鹿児島県選挙管理委員会委員長 ・ 総務大臣
3. 証票交付申請枚数 枚
4. 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地 (氏名)	立札及び看板の類の枚数
鹿屋市 ()	
鹿屋市 ()	
鹿屋市 ()	
鹿屋市 ()	
鹿屋市 ()	
鹿屋市 ()	

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 5 項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じ既に交付された証票の総数は、 枚です。

令和 年 月 日

公職の候補者等の氏名

住所

- 備 考
- 1 この申請書は、申請者が後援団体（公職選挙法第 1 9 9 条の 5 第 5 項に限定する後援団体をいう）の場合である。
- 2 候補者とは、公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 1 項に規定する候補者等をいう。
- 3 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

委員長	局 長	係

下記申請のとおり証票を交付してよろしいですか。

候 補 者 用

証 票 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森 田 章 作 様

公職の候補者等の氏 名

住 所 鹿屋市

(電話番号)

職 業

公職選挙法施行令第110条の5第5項の規定により、交付を受けた証票を下記のとおり再交付していただきますよう申請します。

記

1. 公職の種類 市 議 ・ 市 長
2. 証票再交付申請枚数 枚
3. 再交付の理由

4. 再交付を希望する立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地

事 務 所 の 所 在 地 (氏名)	交付済証紙番号	再交付証紙番号
鹿屋市		
鹿屋市		
鹿屋市		

上記記載内容に相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

公職の候補者等の氏名

(注) 事務所の所在地は、番地・建物の所有者まで記入すること。

例 鹿屋市〇〇町〇〇番地 甲野太郎方

- 備 考
- 1 この申請書は、申請者が候補者等の場合である。
 - 2 候補者とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する候補者等をいう。
 - 3 公職の候補者等本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公報の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

委員長	局 長	係

下記申請のとおり証票を交付してよろしいですか。

後 援 団 体 用

証 票 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森 田 章 作 様

後 援 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地 鹿屋市

電 話 番 号

公職選挙法施行令第110条の5第5項の規定により、交付を受けた証票を下記のとおり再交付していただきますよう申請します。

記

1. 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

職 業

公職の種類 市 議 ・ 市 長

2. 証票再交付申請枚数 枚

3. 再交付の理由

4. 再交付を希望する立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地

事 務 所 の 所 在 地 (氏名)	交付済証紙番号	再交付証紙番号
鹿屋市		
鹿屋市		
鹿屋市		
鹿屋市		
鹿屋市		
鹿屋市		

上記記載内容に相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

公職の候補者等の氏名

住所

- 備 考
- この申請書は、申請者が後援団体（公職選挙法第199条の5第5項に規定する後援団体をいう）の場合の様式である。
 - 候補者とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する候補者等をいう等という
 - 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

委員長	局長	係

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森田 章作 様

公職の候補者等の氏 名
住 所 鹿屋市
(電話番号)

届 出 事 項 の 異 動 に つ い て

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

事 務 所 の 所 在 地 (氏名)	枚 数	証票交付番号
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公報の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

委員長	局長	係

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森田 章作 様

後援団体の名称
 代表者の氏名
 主たる事務所の所在地 鹿屋市
 電話番号

届出事項の異動について

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

事務所の所在地 (氏名)	枚数	証票交付番号
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		
新		
旧		

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。